

(社会福祉法人) 福島福祉施設協会 児童センター
「放課後児童クラブ」令和6年度募集要項

募集クラブ：東浜児童センター放課後児童クラブ「コアラクラブ」 TEL 531-5601
野田児童センター // 「らっこクラブ」 TEL 556-1332
蓬莱児童センター // 「杉の子クラブ」 TEL 549-8764
清水児童センター // 「ひまわりクラブ」 TEL 559-1429
渡利児童センター // 「とんぼクラブ」 TEL 522-2564

運営者：(社福) 福島福祉施設協会の運営する各児童センター

対象児童：保護者が就労等により戸籍家庭にいない小学1～3年生に就学している児童で、福島福祉施設協会に属する福島市児童センター連絡協議会「放課後児童クラブ登録許可基準」に該当する児童

- ①児童の保護者及び祖父母等(以下保護者等)が、就労等により戸籍家庭にいないとき。
 - ②児童の保護者等が、病気療養中又は看(介)護を担っているとき。
 - ③児童の保護者等が、就労のための技能習得等を目的とした就学中であるとき。
- ※保護者等が午後3時頃に帰宅できる就労状況等の家庭の場合は、入会いただけません。
※習い事等で週3日以上休む場合は入会いただけません。

活動期間等：令和6年4月の入学式及び始業式より翌年3月31日まで
毎週月曜日から金曜日までの放課後来館時より午後5時30分までとする。
(夏・冬・春季の小学校長期休業日は、午前8時30分より開館いたします。)

利用料：無料(但し、行事参加費等がかかる場合があります。)

受付期間：令和5年9月15日(金)～10月16日(月) 【期限厳守】
月曜日～土曜日 午前10時～午後5時30分まで(日曜日・祝日は休館)

申込方法：募集期間内に各児童センターに直接申し込んで下さい。

申請書類：①登録申請書 ②在職証明書 ③住民票(同居家族全員記載のもの)

決定通知：入会の可否については、申請書類等を審査し、10月17日以降隨時郵送等にてご連絡いたします。

その他：心身に障がいを有する児童で、障がいの状況により受け入れできない場合があります。
必要に応じて面接させていただく場合があります。
放課後児童クラブに関するお問い合わせは、各児童センターまでお願いいたします。
一部募集内容の変更がある場合もあります。